

新旧対照表

「不服審査基本通達（異議申立関係）の制定について」（法令解釈通達）

(注)アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">省略用語例</p> <p>この基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法 国税通則法 令 国税通則法施行令</p> <p>審査法 行政不服審査法 徴収法 国税徴収法 <u>措置法</u> <u>租税特別措置法</u> <u>措置法令</u> <u>租税特別措置法施行令</u></p>	<p style="text-align: center;">省略用語例</p> <p>この基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法 国税通則法 令 国税通則法施行令 <u>規則</u> <u>国税通則法施行規則</u> 審査法 行政不服審査法 徴収法 国税徴収法</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 行政不服審査法関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 手 続</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 処分についての審査請求</p> <p style="text-align: center;">第 14 条（審査請求期間）関係</p> <p>1 審査請求書が郵便又は<u>信書便</u>で提出された場合</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 行政不服審査法関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 手 続</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 処分についての審査請求</p> <p style="text-align: center;">第 14 条（審査請求期間）関係</p> <p>1 審査請求書が郵便又は<u>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</u>で提出された場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 編 国税通則法関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第75条(国税に関する処分についての不服申立て) 関係</p> <p>(国税に関する法律に基づく処分)</p> <p>75-1 法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 処分は、行政庁の公権力の行使に<u>当たる</u>行為であることを要するから、<u>例えば、国税の賦課徴収に関する事務を行う行政庁</u>（以下「税務官庁」という。）における不用物品の売払行為はこれに<u>該当しない</u>こと。</p> <p>(2) 処分は、行政庁の公権力の行使に<u>当たる</u>行為が外部に対してされることを要するから、<u>例えば、国税庁長官の国税局長及び税務署長に対する訓令、通達又は指示はこれに該当しない</u>こと。</p> <p>(3) 処分は、行政庁の公権力の行使によって<u>直接</u>国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、<u>例えば、公売予告通知及び徴収法第55条(質権者等に対する差押の通知)の規定による質権者等に対する通知並びに法第74条の2(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)</u>に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」はこれに<u>該当しない</u>こと。</p> <p>(4) 処分には、<u>審査法第2条第1項(処分の定義)に規定する事実行為は含まれない</u>のであるから、<u>例えば、法第74条の7(提出物件の留置き)に規定する「当該調査において提出された物件を留め置くこと」</u>はこの処分には<u>該当しない</u>こと。</p> <p>(5) <u>法第74条の7の規定に基づき同条に規定する「当該職員」が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合で、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は処分に該当すること。</u></p> <p>(注)</p> <p>1 国税には、国が課する税のうち関税、とん税<u>及び</u>特別とん税は含まれない(法第2条第1号)。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 国税通則法関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第75条(国税に関する処分についての不服申立て) 関係</p> <p>(国税に関する法律に基づく処分)</p> <p>75-1 法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 処分は、行政庁の公権力の行使に<u>あたる</u>行為であることを要するから、<u>たとえば国税の賦課徴収に関する事務を行なう行政庁</u>（以下「税務官庁」という。）における不用物品の売払行為はこれに<u>あたらない</u>こと。</p> <p>(2) 処分は、行政庁の公権力の行使に<u>あたる</u>行為が外部に対してされることを要するから、<u>たとえば国税庁長官の国税局長および税務署長に対する訓令、通達または指示はこれにあたらない</u>こと。</p> <p>(3) 処分は、行政庁の公権力の行使によつて<u>直接</u>国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、<u>たとえば公売予告通知または徴収法第55条(質権者等に対する差押の通知)の規定による質権者等に対する通知はこれにあたらない</u>こと。</p> <p>(注) 1 <u>国税に関する法律に基づく処分には、審査法第2条第1項(処分の定義)に規定する事実行為は含まれない。</u></p> <p>2 国税には、国が課する税のうち関税、とん税<u>および</u>特別とん税は含まれない(法第2条第1号)。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2</u> 国税に関する法律に基づく処分に関しては、法第76条（不服申立てができない処分）<u>及び</u>法第80条第2項（不服申立てに関する規定の適用除外）を参照する。</p> <p><u>3</u> (4)の「物件を留め置くこと」は、審査法第2条第1項に規定する「事実行為」に該当するのであるから、同法第4条（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）に規定する「審査請求又は異議申立て」の対象となる。</p> <p>（国税庁長官がした処分）</p> <p>75－4 法第75条第1項第3号に掲げる「処分」には、例えば、次の処分がこれに該当することに留意する。</p> <p>(1) 納税地の指定（所得税法第18条第1項<u>及び</u>法人税法第18条第1項）</p> <p>(2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認申請に対する<u>当該承認をしないことの決定及び承認の取消し（措置法第40条第1項ないし第3項）</u></p> <p>(3) 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し（航空機燃料税法施行令第4条第2項）</p> <p>(4) 特定の医療法人の法人税率の特例の承認申請に対する<u>当該承認をしないことの決定及び承認の取消し（措置法第67条の2第1項及び第2項）</u></p> <p>(5) <u>連結納税の承認の申請に対する却下並びに承認の取消し及び連結納税の取りやめの承認申請に対する却下（法人税法第4条の3第2項並びに第4条の5第1項及び第5項）</u></p> <p>（異議申立てをした日）</p> <p>75－7 法第75条第5項の「異議申立てをした日」とは、異議申立書が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出された場合には、その郵便物又は信書便物（同条第3項に規定す</p>	<p><u>3</u> 国税に関する法律に基づく処分に関しては、法第76条（不服申立てができない処分）<u>および</u>法第80条第2項（不服申立てに関する規定の適用除外）を参照する。</p> <p>（国税庁長官がした処分）</p> <p>75－4 法第75条第1項第3号に掲げる「処分」には、例えば次の処分がこれに<u>当</u>たることに留意する。</p> <p>(1) 納税地の指定（所得税法第18条第1項、<u>法人税法第18条第1項</u>）</p> <p>(2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認の取消し（<u>租税特別措置法第40条第2項</u>）</p> <p>(3) <u>認定特定非営利活動法人の認定又は認定の取消処分（租税特別措置法第66条の11の2第2項及び第4項）</u></p> <p>(4) 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し（航空機燃料税法施行令第4条第2項）</p> <p>（異議申立てをした日）</p> <p>75－7 法第75条第5項の「異議申立てをした日」とは、異議申立書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る<u>信書便物をいう。以下同じ。</u>）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は<u>信書便物</u>について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）をいうことに留意する。</p> <p><u>（注） 不動産等についての公売公告（随意契約による売却通知を含む。）から売却決定までの処分及び換価代金等の配当に対する異議申立てが郵便又は信書便により提出された場合には、異議申立書が異議申立先に到達した日が「異議申立てをした日」となることに留意する（徴収法第171条第3項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第77条（不服申立期間）関係</p> <p>（処分があつた日）</p> <p>77-3 法第77条第4項の「処分があつた日」とは、処分に係る書類の送達があつた日（公示送達をしたときは、書類の送達があつたものとみなされる日）をいうことに留意する。</p> <p>（注） 国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は<u>信書便</u>による送達又は交付送達によりその送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は<u>信書便</u>による送達の場合にあつては送達すべき場所に郵便物又は<u>信書便物</u>が到達した時に、交付送達の場合にあつては当該書類が受取人（使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含む。）に交付され又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても送達の効力に影響を及ぼさない。</p>	<p>法律第99号）第2条第3項（定義）に規定する<u>信書便物の通信日付印</u>により表示された日（その表示がないとき、<u>またはその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項（定義）に規定する信書便物</u>について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）をいうことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第77条（不服申立期間）関係</p> <p>（処分があつた日）</p> <p>77-3 法第77条第4項の「処分があつた日」とは、処分に係る書類の送達があつた日（公示送達をしたときは、書類の送達があつたものとみなされる日）をいうことに留意する。</p> <p>（注） 国税に関する法律に基づく処分に係る通知書その他の書類は、公示送達による場合を除き、郵便又は<u>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</u>による送達又は交付送達によりその送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するが、送達の効力は、受取人が了知し得る状態に置かれた時、すなわち郵便又は<u>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</u>による送達の場合にあつては送達すべき場所に郵便物又は<u>民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項（定義）に規定する信書便物</u>が到達した時に、交付送達の場合にあつては当該書類が受取人（使用人、同居者その他の受領補助者又は受領代理人を含む。）に交付され、<u>又は送達すべき場所に差し置かれた時に、それぞれ生じ、その後当該書類が返還されても、送達の効力に影響を及ぼさない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 異議申立て</p> <p style="text-align: center;">第81条（異議申立書の記載事項等）関係</p> <p>（申立ての理由）</p> <p>81－3 法第81条第1項第3号に掲げる「異議申立ての理由」には、異議申立人の申立ての趣旨を肯認させる事項、<u>例えば、異議申立ての対象となった処分に付した理由に応じてその処分を不服とする理由を具体的に記載するよう指導するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第83条（決定）関係</p> <p>（変更）</p> <p>83－3 法第83条第3項の「変更」には、国税に関する法律に基づく処分のうち、<u>例えば、次に掲げる処分についての異動がこれに該当することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>耐用年数の短縮に関する処分（所得税法施行令第130条第3項及び第4項並びに法人税法施行令第57条第3項及び第4項）</u></p> <p>(2) <u>特別修繕準備金に関する処分（措置法令第12条の2第6項及び第7項並びに第33条の7第10項及び第11項）</u></p> <p>(3) <u>相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分（相続税法第39条第2項、第29項及び第32項）</u></p> <p>(4) <u>納税の猶予に関する処分（法第46条及び第49条）</u></p> <p style="text-align: center;">第84条（決定の手続等）関係</p> <p>（異議申立ての調査と質問検査権等）</p> <p>84－3 異議申立ての調査は、<u>法、徴収法及び措置法等の国税に関する法律の規定による当該職員</u>の質問検査権等に基づいて<u>行う</u>ものであることに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 異議申立て</p> <p style="text-align: center;">第81条（異議申立書の記載事項等）関係</p> <p>（申立ての理由）</p> <p>81－3 法第81条第1項第3号に掲げる「異議申立ての理由」には、異議申立人の申立ての趣旨を肯認させる事項、<u>たとえば異議申立ての対象となつた処分に理由附記がされているものについては、その附記した理由に応じて処分を不服とする理由を具体的に記載するよう指導するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第83条（決定）関係</p> <p>（変更）</p> <p>83－3 法第83条第3項の「変更」には、国税に関する法律に基づく処分のうち、<u>例えば次に掲げる処分についての異動がこれに当たることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>耐用年数の短縮に関する処分（所得税法施行令第130条第3項及び第4項、法人税法施行令第57条第3項及び第4項）</u></p> <p>(2) <u>特別修繕準備金に関する処分（租税特別措置法施行令第12条の5第6項及び第7項、同令33条の7第9項及び第10項）</u></p> <p>(3) <u>相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分（相続税法第39条第2項、第4項及び第7項）</u></p> <p>(4) <u>納税の猶予に関する処分（法第46条、第49条）</u></p> <p style="text-align: center;">第84条（決定の手続等）関係</p> <p>（異議申立ての調査と質問検査権等）</p> <p>84－3 異議申立ての調査は、<u>各税法の規定による当該職員等</u>の質問検査権等に基づいて<u>行なう</u>ものであることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(異議決定書謄本の送達方法)</p> <p>84-10 法第84条第3項の規定により異議決定書の謄本を送達する場合における送達の方法については、法第12条(書類の送達)及び第14条(公示送達)の定めがあることに留意する。</p> <p>(注) 異議決定書の謄本を郵便又は<u>信書便</u>によって送達するときは、配達証明郵便又は<u>信書便</u>の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるものあるいは書留郵便又は<u>信書便</u>の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるもの<u>によって行うものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p style="text-align: center;">第107条(代理人)関係</p> <p>(税理士法との関係)</p> <p>107-2 異議申立人の代理人となつてその事務を行うことが税理士法第2条(税理士の業務)に規定する税理士業務に該当するときは、同法第51条(税理士業務を行う弁護士等)及び第52条(税理士業務の制限)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 税理士法第2条本文の「業とする」とは、当該事務を反覆継続して<u>行い、又は反覆継続する意思を持って行うこと</u>をいい、必ずしも有償であることを要しない。</p>	<p>(異議決定書謄本の送達方法)</p> <p>84-10 法第84条第3項の規定により異議決定書の謄本を送達する場合における送達の方法については、法第12条(書類の送達)および法第14条(公示送達)の定めがあることに留意する。</p> <p>(注) 異議決定書の謄本を郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</u>によつて送達するときは、配達証明郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</u>の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定めるものあるいは書留郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</u>の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるもの<u>によつて行なうものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p style="text-align: center;">第107条(代理人)関係</p> <p>(税理士法との関係)</p> <p>107-2 異議申立人の代理人となつてその事務を行なうことが税理士法第2条(税理士の業務)に規定する税理士業務に該当するときは、同法第51条(税理士業務を行なう弁護士)、<u>第51条の2(公認会計士たる税理士の特例)および第52条(税理士業務の制限)</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 税理士法第2条本文の「業とする」とは、当該事務を反覆継続して<u>行ない、または反覆継続する意思をもつて行なうこと</u>をいい、必ずしも有償であることを要しない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(代理権の消滅事由)</p> <p>107-7 異議申立てに係る代理権は、委任の解除により消滅するほか、異議申立人本人が死亡した場合、異議申立人たる法人が合併により消滅した場合、代理人死亡した場合又は代理人が<u>後見開始の審判若しくは破産手続開始の決定を受けた場合</u>にも消滅することに留意する。</p>	<p>(代理権の消滅事由)</p> <p>107-7 異議申立てに係る代理権は、委任の解除により消滅するほか、異議申立人本人が死亡した場合、異議申立人たる法人が合併により消滅した場合、代理人死亡した場合または代理人が<u>禁治産もしくは破産の宣告を受けた場合</u>にも消滅することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第2編 行政不服審査法関係</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第2条(定義)関係</p> <p>(事実行為)</p> <p>2-2 審査法第2条第1項の事実行為には、<u>例えば、法第74条の4第5項(酒類の容器等の施封)に規定する「物件に封を施すこと」及び法第74条の7に規定する「物件を留め置くこと」がこれに該当することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>法第74条の2に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」は、これに該当しない。</u></p> <p>(法令に基づく申請)</p> <p>2-4 審査法第2条第2項の「法令に基づく申請」には、<u>例えば、法第109条第1項(参加の許可)又は審査法第24条第1項(参加の許可)の「許可を得て」のように当該規定が申請を前提として規定されている場合における当該前提となる申請も含まれることに留意する。</u></p> <p>(注) 1 「法令に基づく申請」であっても、<u>例えば、更正の請求(法第23条)のように「請求」という語を用いている場合がある。</u></p> <p>2 請願法(昭和22年法律第13号)に基づく請願については、<u>審査法第2条第2項に規定する不作為の対象とならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第6条(処分についての異議申立て)関係</p> <p>(財務大臣の処分についての異議申立て)</p> <p>6-1 財務大臣の<u>した</u>処分、<u>例えば、酒類業組合に対する協定の変更命令(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「酒類業組合法」という。))</u></p>	<p style="text-align: center;">第2編 行政不服審査法関係</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第2条(定義)関係</p> <p>(事実行為)</p> <p>2-2 審査法第2条第1項の事実行為には、<u>たとえば酒税法第53条第5項(酒類の容器等の施封)の規定による酒類の容器等の施封がこれにあたるが、税務調査に際し納税者が任意に提出した帳簿書類を保管する行為は、公権力の行使にあたる行為ではないから、これにあたらぬことに留意する。</u></p> <p>(法令に基づく申請)</p> <p>2-4 審査法第2条第2項の「法令に基づく申請」には、<u>たとえば法第109条第1項(参加の許可)または審査法第24条第1項(参加の許可)の「許可を得て」のように当該規定が申請を前提として規定されている場合における当該前提となる申請も含まれるが、酒類業の免許についての内免許の申請のように単に行政庁の職権発動を促すにとどまるものは、これにあたらぬことに留意する。</u></p> <p>(注) 1 「法令に基づく申請」であっても、<u>たとえば更正の請求(法第23条)のように「請求」という語を用いている場合がある。</u></p> <p>2 請願法(昭和22年法律第13号)に基づく請願については、<u>審査法第2条第2項に規定する不作為の対象とならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第6条(処分についての異議申立て)関係</p> <p>(財務大臣の処分についての異議申立て)</p> <p>6-1 財務大臣の<u>する</u>処分、<u>例えば特定の医療法人の法人税率の特例の適用についての不承認若しくは承認の取消処分(租税特別措置法第67条の2第3</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第45条第1項)、税理士に対する懲戒処分(税理士法第45条又は第46条)又は税理士法人の違法行為等についての処分(税理士法第48条の20第1項)については、審査法第6条第2号の規定により財務大臣に対して異議申立てをすることができることに留意する。</p> <p>(注) 財務大臣のした処分については、審査法第5条第1項第1号ただし書(審査請求ができない処分)の規定により審査請求をすることはできない。</p>	<p>項)、酒類業組合に対する協定の変更命令(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「酒類業組合法」という。)第45条第1項)、税理士に対する懲戒処分(税理士法第45条又は第46条)又は税理士法人の違法行為等についての処分(税理士法第48条の20第1項)については、審査法第6条第2号の規定により財務大臣に対して異議申立てをすることができることに留意する。</p> <p>(注) 財務大臣のする処分については、審査法第5条第1項第1号ただし書(審査請求ができない処分)の規定により審査請求をすることはできない。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 手 続</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p style="text-align: center;">第13条(代表者の資格の証明等)関係</p>	<p style="text-align: center;">第2章 手 続</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p style="text-align: center;">第13条(代表者の資格の証明等)関係</p>
<p>(書面による証明)</p> <p>13-1 審査法第13条第1項の書面による証明は、法人の代表者については代表者事項証明書、総代については総代選任書、代理人については委任状を提出して行わせることに取り扱う。</p>	<p>(書面による証明)</p> <p>13-1 審査法第13条第1項の書面による証明は、法人の代表者については商業登記簿抄本等、総代については総代選任書、代理人については委任状を提出して行なわせることに取り扱う。</p>
<p style="text-align: center;">第2節 処分についての審査請求</p> <p style="text-align: center;">第14条(審査請求期間)関係</p>	<p style="text-align: center;">第2節 処分についての審査請求</p> <p style="text-align: center;">第14条(審査請求期間)関係</p>
<p>(審査請求書が郵便又は信書便で提出された場合)</p> <p>14-1 審査法第14条第4項の規定の適用については、審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、当該郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、当該郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとして取り扱う。</p>	<p>(審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出された場合)</p> <p>14-1 審査法第14条第4項の規定の適用については、審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第40条(裁決)関係</p> <p>(撤廃命令)</p> <p>40-2 審査法第40条第4項の「撤廃すべきことを命ずる」とは、事実行為についての審査請求、<u>例えば、酒類の容器の施封(法第74条の4第5項)の解除を求める審査請求について理由があると認め、当該違法又は不当な状態を排除すべき旨を命ずることをいうのであるから留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 補 則</p> <p style="text-align: center;">第57条(審査庁等の教示)関係</p> <p>(処分)</p> <p>57-3 <u>審査法第57条第2項に規定する「教示」が必要となる処分には、書面である処分のほか、口頭である処分及び事実行為(同法第2条第1項)が含まれるのであるが、同法第57条第1項に規定する「教示」が必要となる処分には、口頭である処分は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>口頭である処分には、例えば、担保として提供された金銭をもって消費税を納付させる場合における口頭による告知(法第36条第2項ただし書)がこれに該当する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第40条(裁決)関係</p> <p>(撤廃命令)</p> <p>40-2 審査法第40条第4項の「撤廃すべきことを命ずる」とは、事実行為についての審査請求、<u>たとえば酒類の容器の施封(酒税法第53条第5項)の解除を求める審査請求について、理由があると認め、当該違法または不当な状態を排除すべき旨を命ずることをいうのであるから留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 補 則</p> <p style="text-align: center;">第57条(審査庁等の教示)関係</p> <p>(処分)</p> <p>57-3 <u>審査法第57条第1項の「処分」は、書面であるものに限られるから、口頭である処分および事実行為(同法第2条第1項)はこれに含まれないが、同法第57条第2項の「処分」には、書面である処分のほか、口頭である処分および事実行為が含まれることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>口頭である処分には、たとえば担保として提供された金銭をもって消費税を納付させる場合における口頭による告知(法第36条第2項ただし書)がこれにあたる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(改正通達の適用時期等)</u></p> <p>特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第9条による改正前の措置法第66条の11の2第3項又は第5項の規定の適用がある場合には、この通達による改正前の不服審査基本通達（異議申立関係）の75-4(3)(国税庁長官がした処分)の取扱いを適用するものとする。</p>	